

会員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本会の会員に関する事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会に入会しようとする者は、別途定める「入会手続に関する規程」に従って所定の入会申込書を提出し、入会の承認を求めなければならない。

2 理事会は入会の諾否並びに等級を決定する。

3 入会を承認された者は、その法人名が正会員名簿に登載されることによって正会員たる資格を得るものとする。

4 理事会は、総会の招集通知を発した時から総会が終了するまでの間及びその他正当なる理由がある時は入会手続を停止することができる。

(入会金、会費)

第3条 会員が負担すべき入会金及び会費については、別途定める「入会金及び会費に関する規程」によるものとする。

(退会日)

第4条 定款第8条に定める退会日は、退会届を受理した日とする。

(正会員の義務)

第5条 正会員は定款及び本規程並びに総会の決議に基づく正会員たる義務を履行し、本会の目的たる事業の遂行に協力しなければならない。

(賛助会員)

第6条 賛助会員の権利義務その他については、理事会が定めるものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。